

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第5項及び第6項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 容器再検査（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条に規定するものをいう。以下同じ。）を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること
 - （1） 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの
 - （2） 刻印等（高圧ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示をいう。以下同じ。）が当該容器になされているもの
 - （3） 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第12号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。）であって、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号。以下「容器則細目告示」という。）第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
 - ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること
 - （1） 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの
 - （2） 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの
 - （3） 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
- 二 液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）のガス容器及び導管は、大型特殊自動車又は小型特殊自動車の車体外に取り付ける場合を除き、取り外してガスの充填を行うものでないこと。
- 三 ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。
- 四 ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取り付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取り付けられていること。
- 五 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。この場合において、直射日光をうけるものには、おおいその他の適当な日よけを設けること。

- 六 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。
- 七 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m以内の長さごとに支持されていること。
- 八 アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。
- 九 高圧部の配管は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、「高圧部の配管」とは、ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。
- 十 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
- 十一 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。
- 十二 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。
- 十三 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。
- 十四 アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。
- 十五 圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車は、高圧配管の途中に、原動機が停止した場合（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止の場合を除く。）に自動的に燃料の供給を遮断する装置を設けていること。
- 十六 圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車のうちガス容器をトランク室に取り付けたもので、かつ、ガス充填弁がトランク室にあるものにあつては、ガス充填口蓋はトランク室の蓋を開けなければ開放できない構造であること。
- 十七 圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車は、別添18「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」及び別添19「自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準」に定める基準に適合する構造であること。
- 2 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第

17条第2項の告示で定める基準は、前項各号の基準及び第18条第1項第2号ハに掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 次のいずれかの基準に適合すること。

イ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、次のいずれにも該当すること。

(1) 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第134号の規則5. (5. (a) (iii)を除く。)に定める基準に適合すること

(2) 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第134号の規則5. (a) (iii)及び6. に定める基準に適合すること

(3) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1.、3. 3.、4. 1. 及び4. 3. に適合すること。ただし、型式の指定等を行う場合にあっては、同別添3. 3. 及び4. 3. の規定は適用しない。

(4) (1)及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. に適合するものとして、同別添5. 1. に規定する刻印又は同別添5. 2. に規定する標章が当該ガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。

(5) (2)及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 1. に適合するものとして、同別添5. 5. 1. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器附属品になされているものは、この基準に適合するものとみなす。

(6) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. 1. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 2. 2. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 2. 3. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること

(7) 協定規則第134号の規則7. 1. から7. 1. 7. までに定める基準に適合すること

ロ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、次のいずれにも該当すること。

(1) 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第146号の規則5. (5. (c)除く。)に定める基準に適合すること

- (2) 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第146号の規則5. (c) 及び6. に定める基準に適合すること
 - (3) 本号イ(3)に適合すること
 - (4) (1) 及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. に適合するものとして、同別添5. 1. に規定する刻印又は5. 2. に規定する標章が当該ガス容器になされていること
 - (5) (2) 及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 1. に適合するものとして、同別添5. 5. 1. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること
 - (6) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. 1. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 2. 2. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 2. 3. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること
 - (7) 協定規則第146号の規則7. に定める基準に適合すること
- ハ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。
- (1) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 2.、3. 4.、4. 2. 及び4. 4. に適合すること。ただし、型式の指定等を行う場合にあつては、同別添3. 4. 及び4. 4. の規定は適用しない。
 - (2) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 2. に適合するものとして、同別添5. 3. に規定する刻印又は5. 4. に規定する標章が当該燃料装置に備えるガス容器になされていること
 - (3) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 2. に適合するものとして、別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5. 5. 2. に規定する刻印が当該燃料装置に備えるガス容器附属品になされていること
 - (4) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 2. 5. 1. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 2. 5. 2. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 2. 5. 3. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること
 - (5) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）にあつては協定規則第134号の規則7. 1. から7. 1. 7. までに定める基準、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車にあつては協定規則第146号の規則7. に定める基準、被牽引^{けん}自動車にあつては別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車

の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること

- 二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）に備える燃料装置にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するガス容器を備えること。
- （1） 容器再検査を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること
- （i） 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有すること
- （ii） 刻印等が当該ガス容器になされていること
- （iii） 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
- （iv） 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際相互承認規則」という。）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであつて、協定規則第134号の規則7. 1. 1. 2. 又は協定規則第146号の規則7. 1. 1. 2. に適合すること
- （2） 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること
- （i） 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有すること
- （ii） 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該ガス容器になされていること
- （iii） 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
- （iv） 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
- 二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に限る。）にあつては、燃料装置が別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。
- 三 圧縮水素ガスを燃料とする検査対象外軽自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあつては、燃料装置が協定規則第146号の規則7. 1. 1. 1. 及び7. 1. 1. 3. から7. 2. 2. 3. までに定める基準に適合するものであること。
- 四 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2. 8tを超える自動車に限る。）にあつては、ガス容器及びガス容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が300mm以上である位置に取り付けられていること。
- 五 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3. 5tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定

規則第134号の規則7. 1. 7. に定める基準に適合するものであること。

- 4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第137号の規則5. 2. 7. に定める方法又は協定規則第134号の附則5及び協定規則第137号の附則3に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の規則7. 2. 1. から7. 2. 3. までに適合すること。
 - 二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3. 5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3. 5tを超える自動車を除く。）に限る。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあつては、協定規則第153号の規則5. 2. 1.（5. 2. 1. 1. 及び5. 2. 1. 2. を除く。）に適合すること。
 - 三 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあつては、協定規則第134号の規則7. 2. に適合すること。
 - 四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3. 5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、協定規則第94号の規則5. 2. 7. 又は附則3の1.、3. 及び4. 並びに協定規則第134号の附則5に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の規則7. 2. 1. から7. 2. 3. までに適合すること。
 - 五 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第135号の規則5. 5. 2. に適合すること。
- 5 圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
 - 一 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第110号の規則8. 2. に定める基準に適合すること
 - ロ 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第110号の規則8. 3. の基準に適合すること
 - ハ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1.、3. 2. 1.、4. 1. 1. 及び4. 2. 1. に適合すること。ただし、型式の指定等を行う場合にあつては、同別添3. 2. 1. 及び4. 2. 1. の規定は適用しない。

- ニ イ及び別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.1.1.に適合するものとして、同別添5.1.1.に規定する刻印又は標章が当該ガス容器になされていること
 - ホ ロ及び別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4.1.1.に適合するものとして、同別添5.2.1.に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること
 - ヘ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.2.に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6.1.3.に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6.1.4.に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること
 - ト 燃料装置は、協定規則第110号の規則18.（18.1.8.1.から18.1.8.4.まで、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の規則18.1.2.の規定は適用しない。
 - チ 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定規則第110号の規則18.1.8.1.及び18.1.8.3.に定める基準に適合するものであること。
- 二 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。
- イ 当該燃料装置に備えるガス容器及びガス容器附属品が、別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.1.2.、3.2.2.、4.1.2.及び4.2.2.に定める基準に適合すること。ただし、型式の指定等を行う場合にあっては、同別添3.2.2.及び4.2.2.の規定は適用しない。
 - ロ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.1.2.に適合するものとして、同別添5.1.2.に規定する刻印又は標章が当該燃料装置に備えるガス容器になされていること
 - ハ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4.1.2.に適合するものとして、同別添5.2.2.に規定する刻印が当該燃料装置に備えるガス容器附属品になされていること
 - ニ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.2.に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6.1.3.に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6.1.4.に規定する車

載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること

ホ 燃料装置は、第1項第3号から第7号、第9号から第13号及び第15号から第17号に掲げる基準に適合するものであること

6 液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第110号の規則8. 12. に定める基準に適合すること

ロ 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第110号の規則8. 14. の基準に適合すること

ハ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1.、3. 2. 1.、4. 1. 1. 及び4. 2. 1. に適合すること。ただし、型式の指定等を行う場合にあつては、同別添3. 2. 1. 及び4. 2. 1. の規定は適用しない。

ニ イ及び別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1. に適合するものとして、同別添5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が当該ガス容器になされていること

ホ ロ及び別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 1. 1. に適合するものとして、同別添5. 2. 1. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること

ヘ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 3. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 4. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること

ト 燃料装置は、協定規則第110号の規則18.（18. 1. 8. 1. から18. 1. 8. 4. まで、18. 3. 1. から18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1.（18. 7. 1. 1. を除く。）、18. 7. 2.（18. 7. 2. 1. を除く。）、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び18. 10. 4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の規則6. 1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8. 1. 及び8. 13. から8. 22. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の規則18. 1. 2. の規定は適用しない。

チ 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3. 5 tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定規則第110号の規

則18. 1. 8. 2. 及び18. 1. 8. 3. に定める基準に適合するものであること。

二 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該燃料装置に備えるガス容器及びガス容器附属品が、別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 2. 、3. 2. 2. 、4. 1. 2. 及び4. 2. 2. に定める基準に適合すること。ただし、型式の指定等を行う場合にあっては、同別添3. 2. 2. 及び4. 2. 2. の規定は適用しない。

ロ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 2. に適合するものとして、同別添5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が当該ガス容器になされていること

ハ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」に適合するものとして、同別添5. 2. 2. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること

ニ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 3. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 4. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること

ホ 燃料装置は、第1項第3号から第7号、第9号から第11号及び第13号に掲げる基準に適合するものであること